

**岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士前期課程及び博士後期課程大学院学生による  
学会発表の単位認定に関する申合せ**

(趣旨)

第1 この申合せは、医歯薬学総合研究科博士前期課程及び博士後期課程の学生が、国際学会に参加し発表したことをもって、本研究科の単位として認定する場合の取り扱いに関し必要な事項を定める。

(授業科目名等)

第2 単位認定を行う場合の授業科目名及び必要な時間数等は、以下によるものとする。

1 授業科目名及び単位数は、次のとおりとする。

授業科目名	単位数	対象
グローバル・プレゼンテーション1	1単位	国外開催の国際学会
グローバル・プレゼンテーション2	1単位	国内開催の国際学会

2 「グローバル・プレゼンテーション」は、学会発表の時間及び事前準備、事後報告等の時間を含め、45時間の学修をもって1単位とすることを基準とする。

3 修了要件に含む単位としては2単位（グローバル・プレゼンテーション1又はグローバル・プレゼンテーション2のいずれか一方で2単位も可）を上限とするが、単位修得に上限は設定せず繰り返し修得（上限2単位を超える場合は要件外）を可とする。

4 「グローバル・プレゼンテーション」を修了要件に含める場合は、選択科目とする。

(対象とする国際学会)

第3 単位認定の対象とする国際学会は、大学院学生を対象とした「岡山大学研究奨励金に関する内規」における「学長が別に定める学会等一覧表」によるものとし、会期の長さ、開催地及び主催者は考慮しない。なお、これ以外に、本研究科において適切と判断した国際学会を対象とする。

(対象とする発表等)

第4 単位認定の対象とする発表等は、以下の基準に基づくものとし、英語での発表を原則とする。

1 口頭発表及びポスター発表のいずれも対象とする。

2 学生本人が発表した場合に限る。

(成績評価)

第5 成績評価は「修了」とする。

(手続き)

第6 単位認定は、学生からの申請に基づき、本研究科が定める手続きに従い、単位授与の可否を決定するものとする。

なお、認定を希望する学生は、「グローバル・プレゼンテーション」単位認定申請書に学会等での発表を確認できる証拠書類を添え、研究科長に提出するものとする。

また、結果の通知は単位修得状況確認表への記載をもって代える。

(その他)

第7 この申合せによる単位認定は、平成30年4月1日以降に開催された国際学会を対象とする。

附 則

この申合せは、平成30年4月1日から適用する。